

Ⅲ 地域保健福祉課の業務概要

地域保健福祉課は、保健師関係指導事業、母子保健事業、成人・老人保健事業、地域職域連携推進事業、精神保健福祉事業、栄養改善事業、難病対策事業、民生委員・児童委員の指導事務、児童・高齢者・母子・障害者福祉事務、配偶者暴力相談事業等を行っている。

地域住民に対し、より効果的な保健福祉サービスを提供するため、管内3市をはじめ、医療・福祉・教育等の関係機関と連携を図りながら、保健・福祉業務を行っている。

<地域保健に関すること>

1 保健師関係指導事業

当所保健師は、地域保健福祉課・健康生活支援課・八日市場地域保健センターに配属され、管内市や関係機関等と連携を図りながら訪問指導や相談事業等の保健師活動を展開している。

(1) 管内概況

管内保健師就業数は、保健所11名、3市55名で計66名である。

表1－(1) 管内保健師就業状況(令和5年4月1日現在)

(単位：人)

区分 年度	総数	保健所	市 町 村			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
令和3年度	60	10	32	7	9	2
令和4年度	65	11	34	7	10	3
令和5年度	66	11	36	7	11	1
銚子市	16	-	13	1	2	-
旭市	24	-	14	4	5	1
匝瑳市	15	-	9	2	4	-

(2) 保健所保健師活動

保健所保健師は、所属内の他職種をはじめ、管内市町村や関係機関と連携を図りながら、広域的及び専門的な各種保健指導業務を実施している。また、効果的な保健活動の展開のため、資質向上と連携強化を目指し、研修会等を開催している。

表1－(2) 家庭訪問等個別指導状況（令和6年3月31日現在）

(単位：件)

種別	区分	家庭訪問		訪問以外の保健指導			個別の連携 ・連絡調整	
				面接		電話		メール
		実数	延数	実数	延数	延数	延数	延数（再掲：会議）
総数		44	137	133	193	352	0	120
感染症		3	3	3	3	118	0	6
結核		16	91	19	73	80	0	69
精神障害		0	0	0	0	3	0	0
長期療養児		7	7	16	18	21	0	8
難病		18	36	95	99	124	0	37(4)
生活習慣病		0	0	0	0	0	0	0
その他の疾病		0	0	0	0	0	0	0
妊産婦		0	0	0	0	0	0	0
低出生体重児 (未熟児)		—	—	—	—	—	—	0
乳幼児		0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	6	0	0
訪問延世帯数		44	137					

(3) 保健師関係研修（研究）会実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

表1－(3)－ア 管内保健師業務連絡研究会実施状況

開催年月日	テーマ	主な内容	参加人員
令和5年 6月28日	前年保健師活動状況 及び保健師活動計画 について	各市・保健所の事業の実績ならびに計画について の情報交換	21
令和5年 8月30日	災害時保健活動	講演：「避難所における感染症対応について」 講師：海匝保健所 所長 井元浩平 氏 グループワーク：避難所運営ゲーム（HUG）	21
令和5年 12月14日	管内新任期保健師 研修会	グループ演習：地域紹介、事業紹介 講演：「私たちの地域を知ろう！～つながること の大切さ～」 講師：千葉県看護協会 常任理事 金子恵子 氏	15

イ 所内保健師研究会

表1－(3)－イ 所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和5年 4月24日	各課の事業予定の共有、業務研究の内容と担当者の検討、現任教育の 説明・スケジュール確認、難病・小慢の災害時支援について検討	11
令和5年 6月16日	現任教育について体制の確認と目標、計画の共有（新任期1年目～3 年目）、業務研究の方向性と担当者の確認、難病・小慢の災害時支援 について検討	13
令和5年 8月17日	復命講習「記録の書き方について」、業務研究のテーマ・方法・まと め方について検討、スケジュール確認、災害時保健活動について （HUGによるシミュレーション訓練）	14
令和5年 10月19日	業務研究について目的・方法の検討、千葉県保健師現任教育マニユア ル改定案の共有と意見交換	11
令和5年 12月21日	千葉県保健師現任教育マニユアル改訂案について意見交換、事例検討 （難病1事例）	8
令和6年 2月15日	復命講習「マニュアル作成のポイントについて」、事例検討（感染症 1事例、難病1事例）	9
令和6年 2月27日	災害派遣復命、業務研究発表会リハーサル、現任教育評価の共有、看 護協会保健師交流会及び利根地区部会連絡会の復命	13

ウ 保健所保健師ブロック研修会

印旛・香取・山武・海匠健康福祉センターの保健師の資質向上を目的に、各保健所が輪番に企画し研修会を開催している。令和5年度は香取健康福祉センターが当番として実施した。

エ その他

表1－(3)－エ その他

開催年月日	主な内容	参加人員
令和5年 6月27日	【統括保健師連絡会】現任教育と災害対応についての情報共有、課題の検討のため、管内の市及び保健所の統括的役割を担う保健師による連絡会を開催した。現任教育の実施体制、災害時連絡窓口及び各機関の体制の確認、受援に向けた準備の必要性について共有した。	11
令和6年 2月22日	【中堅期保健師研修会】香取・山武・海匠保健所管内の保健師経験年数別研修会を実施した。3保健所合同で企画しており、令和5年度は山武保健所が主催で、「中堅期保健師へのメッセージ～保健活動を推進するために中堅期保健師に求められる能力～」と題し講演とグループワークを行った。	26
令和6年 2月29日	【統括保健師連絡会】管内の市及び保健所の統括的役割を担う保健師による連絡会を開催した。千葉県保健師現任教育マニュアル改訂(案)について共有、管内保健師業務連絡研究会の振り返りと次年度計画についての意見聴取、災害派遣報告を行った。	12

(4) 管内看護管理者研修会

表1－(4) 看護管理者研修状況

開催年月日	主な内容	参加人員
実施なし	-	-

2 母子保健事業

管内の母子保健事業の推進と適切かつ効率的なサービス提供のため、母子保健推進協議会、母子保健従事者研修会を各市や関係機関等と連携しながら実施している。

虐待・特定妊婦については、要保護児童対策協議会実務者会議への参加等を通じ、各市・関係機関とともに母子保健事業の推進を図っている。

また、管内の長期療養児や特定不妊治療を受けた者等に対し、相談・医療給付等の支援を行っている。

(1) 母子保健推進協議会

広域的な母子保健、医療、福祉施策を推進するための体制を整備するために、母子保健・医療・福祉に関する関係機関及び団体並びに関係行政機関の職員、住民代表等を構成員に開催している。

表2－(1) 母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	委員数	主な協議内容
実施なし	—	—

(2) 母子保健従事者研修会

地域の母子保健の実状に合わせた研修会を開催している。

表2－(2) 母子保健従事者研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数・職種	内容
母子保健従事者研修会	・令和5年7月26日 ・令和5年8月1日	・管内各市母子保健担当者、保育所・幼稚園職員 ・参加者計36名	講演：「保育所（園）の感染症対策について」

(3) 母子保健に関する連絡調整会議

産後ケア事業等にかかわる関係機関と各市町の連携体制の構築や情報共有を図ること等により、各市町村が母子保健事業を実施するための体制整備を推進することを目的とした会議。香取・山武健康福祉センターと合同開催している旭中央病院との母子保健連絡会議を活用して開催している。

表2－(3) 母子保健に関する連絡調整会議実施状況

開催年月日	参加者数・職種	主な協議内容
令和5年11月9日	・管内各市母子保健担当者、銚子児童相談所担当者 ・参加者計12名	1. 令和5年度海匠管内保健師活動計画の中間評価及び子育て世代包括支援センターの取り組み状況 2. こども家庭センターの設置について 3. 各市母子保健事業の全体像について 4. その他管内母子保健に関する情報交換

(4) 人工妊娠中絶届出

母体保護法第25条により管内の医師から届出がなされたものであり、届出数には管外に住所がある者も含まれる。近年の届出総数は減少傾向である。

表2- (4) 人工妊娠中絶届出状況

(単位：人)

区分 妊娠週数	令和3 年度	令和4 年度	令和5年度									
			総 数	20 歳 未 満	20 歳 未 満	25 歳 未 満	30 歳 未 満	35 歳 未 満	40 歳 未 満	45 歳 未 満	50 歳 未 満	不 詳
総 数	77	78	91	11	13	16	20	25	6	0	0	0
満7週以前	62	54	51	3	7	9	12	15	5	0	0	0
満8週～満11週	7	15	26	3	4	3	7	8	1	0	0	0
満12週～満15週	3	2	6	2	0	3	1	0	0	0	0	0
満16週～満19週	3	3	5	2	1	0	0	2	0	0	0	0
満20週～満21週	2	4	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0
不 詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）実施者を対象に、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的として、千葉県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づく経費の助成を平成17年1月から行っている。

なお、令和4年4月1日に特定不妊治療が保険適用となったことに伴い、本事業は原則終了となっている。令和4年3月31日以前に治療を開始し、かつ、令和5年3月31日までに治療が終了した場合は、1回に限り助成対象となっているが、令和5年度に申請はなかった。

表2－（5）特定不妊治療費助成実施状況

（単位：件）

年度・市町村	件 数		延件数内訳			
	実件数	延件数	体外受精	顕微授精	男性不妊	その他
令和3年度	96	155	24	77	0 (2)	54
令和4年度	25	27	4	13	0 (1)	10
令和5年度	0	0	0	0	0 (0)	0
銚子市	0	0	※男性不妊の件数は男性不妊治療単独の助成件数であり、 （ ）内の数値は、特定不妊治療を伴う男性不妊治療の助成件数である。			
旭市	0	0				
匝瑳市	0	0				

(6) 不妊・不育相談事業

県では、不妊や不育に悩む夫婦等に、一般的な相談や検査・治療に関する情報提供、精神面での相談を不妊・不育オンライン相談で行っている。各保健所でも、随時、保健師が面接や電話等により相談支援を行っている。

その他、妊娠や不妊に関する正確な情報を提供していくことは重要であることから、不妊講演会を地域の実情に応じて開催している。

表2－（6）不妊講演会実施状況

開催年月日	内 容	対 象	参加者数
実施なし	—	—	—

(7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病児童等家庭の医療費の負担の軽減を図る。

表2－(7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況（各年度3月31日現在）

(単位：件)

疾 患 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	銚子市	旭市	匝瑳市
総数	105	91	86	20	46	20
1 悪性新生物	19	5	20	4	11	5
2 慢性腎疾患	5	5	5	0	4	1
3 慢性呼吸器疾患	7	14	5	2	2	1
4 慢性心疾患	15	16	14	5	5	4
5 内分泌疾患	22	1	16	2	10	4
6 膠原病	1	1	1	1	0	0
7 糖尿病	1	5	1	0	0	1
8 先天性代謝異常	4	1	5	1	2	2
9 血液疾患	3	0	1	0	1	0
10 免疫疾患	0	10	0	0	0	0
11 神経・筋疾患	14	5	10	3	5	2
12 慢性消化器疾患	10	1	5	1	4	0
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	2	0	1	0	1	0
14 皮膚疾患	0	2	0	0	0	0
15 骨系統疾患	2	0	2	1	1	0
16 脈管系統疾患	0	0	0	0	0	0

(8) 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

児童福祉法第19条の22に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、小児慢性特定疾患児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業（研修会、講演会、交流会等）

表2-(8)-ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

名 称	実 施 年 月 日	参 加 人 数	内 容
講演会	令和6年2月28日	18名	講演：「医療的ケア児を守る災害への備え ～地域の支援体制づくり～」 講師：千葉県医療的ケア児等支援センターぼらりす 医療的ケア児等コーディネーター 景山 朋子 氏

イ 療育相談指導事業（療育指導連絡票に基づくもの）

表2-(8)-イ 療育相談指導内容（単位：人）

内 容	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
相 談 者 数（延）	0	0	0
家 庭 看 護 指 導	0	0	0
食 事 ・ 栄 養 指 導	0	0	0
歯 科 保 健 指 導	0	0	0
福 祉 制 度 の 紹 介	0	0	0
精 神 的 支 援	0	0	0
学 校 と の 連 絡	0	0	0
家 族 会 等 の 紹 介	0	0	0
そ の 他	0	0	0

ウ 訪問指導事業（訪問相談員派遣を含む）

表2-(8)-ウ 訪問指導事業実施状況（疾患別）（単位：件）

疾 患 名	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
総 数	1	1	7
異型奇形腫瘍／ラブドイド腫瘍	0	1	1
骨形成不全症	0	0	2
気道狭窄	0	2	2
點頭てんかん	1	1	2

エ 窓口相談事業

表2-(8)-エ 相談内容 (単位:人)

内 容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相 談 者 数 (延)	27	8	18
申 請 等	27	8	15
医 療	0	0	0
家 庭 看 護	0	0	0
福 祉 制 度	0	0	0
就 労	0	0	0
就 学	0	0	2
食 事 ・ 栄 養	0	0	0
歯 科	0	0	0
そ の 他	0	0	1

オ 訪問相談員派遣事業

表2-(8)-オ 訪問相談員派遣事業実施状況

年度 \ 区分	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
令和3年度	—	—	—	—
令和4年度	—	—	—	—
令和5年度	—	—	—	—

(9) 療育の給付制度

療育の給付（児童福祉法第20条）は、長期の療養を必要とする18歳未満の結核治療のために入院を要する児童に対する医療給付及び学用品や日用品の支給を行うものである。

令和5年度は該当がなかった。

(10) 思春期保健相談事業

児童生徒の健全育成を図るため、学校保健や地域保健との連携及び思春期世代とその関係者への心身に関する正しい知識の普及を行う。

表2-(10)-ア 思春期保健関係者会議実施状況

名 称	開 催 年 月 日	参加者数・職種	内 容
実施なし	—	—	—

表2-(10)-イ 思春期保健事業講演会

名 称	開 催 年 月 日	対象者・参加者数	内 容
思春期保健講演会	令和6年2月20日	・管内各市母子保健担当者、各学校養護教諭等 ・参加者計31名	講演：「こどものこころと睡眠の関係 ～自律性を育むこと～」

(11) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等について

平成31年4月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立・施行され、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、国から一時金が支給されることとなった。この制度では、都道府県を窓口として申請受付や認定に係る調査等を行うことになっており、健康福祉センターでは、申請に係る案内とその受付を担っている。

表2-(11) 管内居住者からの相談及び請求受付件数（保健所受付分）

年度	区分	請求受付件数	相談件数（延べ）		
			電話等相談	来所相談	計
令和3年度		0	0	0	0
令和4年度		0	0	0	0
令和5年度		0	0	0	0

※ 一時金の支給に関する相談及び請求は健康福祉部児童家庭課でも居住地に関わらず受付・相談窓口を開設している。

(12) その他会議や連絡会等

実施なし

(13) その他相談

実施なし

3 成人・老人保健事業

健康増進法に基づき、生活習慣病の予防と早期発見、壮年期からの健康保持増進を図るため、市が実施主体となって各種保険事業を実施している。保健所は地域特性を踏まえて市町村が健康増進事業を円滑かつ効果的に実施できるよう、情報提供や助言等の支援を行っている。

(1) がん検診推進員育成講習会

各市の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等（以下「推進員等」という。）に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図ることを目的に実施している。隔年ごとに香取保健所と主催を交代して開催しており、令和5年度は海浜保健所が主催した。

表3－(1) がん検診推進員育成講習会

開催年月日	参加者数	内容
令和5年11月21日	36名	講演：「子宮頸がん対策・予防としての検診とHPVワクチン」 講師：総合病院国保旭中央病院 婦人科 医長 高橋 健太 医師

4 一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じ、的確な自己管理ができるよう支援することを目的としている。

(1) 健康相談事業

身体的、精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢層にわたる男女を対象とし、保健師等が電話にて相談指導を行う。また、必要時、適切な相談機関や医療機関等へ紹介する。

表4－(1) 健康相談実施状況（電話）

(単位：件)

年度	区分		
	男	女	総数
令和3年度	1	0	1
令和4年度	1	0	1
令和5年度	4	4	8

5 総合的な自殺対策推進事業

千葉県自殺対策推進計画及びアルコール健康障害対策基本法を踏まえ、心の健康や精神疾患、働く人のメンタルヘルスに関する相談窓口等の啓発資料を配布した。また、関係機関との連携のもと、事業を推進している。

(1) 住民向け講演会・相談対象者向け研修会

表5－(1) 研修会の実施状況

名 称	実施年月日	参加者数・職種	内 容
令和5年度 香取海匝圏域 自殺対策研修	令和5年12月20日 (対面とZOOMの ハイブリット開催)	49名 教諭、児童福祉司、保健師、看護師、就業・生活支援員、家庭児童相談員、等	「－いのちに寄り添う－ 自殺念慮・未遂者への対応と支援者のセルフケア」 講師：淑徳大学 看護栄養学部看護学科 准教授 氏原将奈 氏 (香取保健所と共催)

(2) その他の会議等

表5－(2) 会議等の開催状況

名 称	実施年月日	参加者数・職種	内 容
実施なし	－	－	－

6 地域・職域連携推進事業

地域保健と職域保健の連携により、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸及びメンタルヘルス対策の推進を図ることを目的に各種保健事業の共同実施等、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制の整備を推進する。

表6－（1）海匠地域・職域連携推進協議会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和6年2月7日	23人	(1) 海匠地域の健康状況と課題 (2) 令和5年度アクションプランの進捗と今後について (3) 旭市における CCD プロジェクトの取り組み

表6－（2）海匠地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和5年11月28日	11人	[メンタルヘルス対策] (1) 同日開催した「事業所担当者との座談会」の振り返り (2) 次年度に向けた取り組みの検討

表6－（3）共同事業開催状況

開催年月日	主な内容
各機関と連携した啓発活動等	
令和5年11月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所担当者との座談会（メンタルヘルス対策） 日頃の従業員のメンタルヘルス対策についての悩みや対応方法についての共有と情報交換 参加者：管内の中小事業所の経営者や衛生管理責任者 4事業所5名 作業部会員7名 保健所4名
令和5年9月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・旭中央病院まつりでの食とメンタルヘルス対策についての啓発クイズ、リーフレットの配布
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・リーフレットによる啓発 (やさ・しー・い食の応援店認定店舗一覧の作成・配布) (こころく健康通信海匠！の配布) ・海匠保健所ホームページへの掲載 ・やさ・しー・い食の応援店ポスターの掲示（関係機関・既認定店舗） ・やさ・しー・い食の応援店の登録・変更手続き ・旭市 CCD プロジェクトとの協働によるやさ・しー・い食の応援店の PR

7 栄養改善事業

海匠地域は、脳血管疾患による死亡が上位に位置しており、管内市国民健康保険の特定健診の結果では、肥満や糖尿病のハイリスク者が多い。そこで、生活習慣病予防として、地域住民を対象に栄養指導及び健康教育を実施し食生活改善の普及啓発を行った。

また、特定給食施設等指導については、健康増進法に基づく栄養管理が実施されるよう、個別巡回指導及び研修会により指導支援を実施した。

(1) 健康増進（栄養・運動等）事業

地域住民の健康増進のため、電話等による個別指導の実施及び食生活改善推進員等の栄養関係団体の育成支援により正しい知識の普及・啓発に努めた。

表7－（1）健康増進（栄養・運動等）指導状況

（単位：人）

		個別指導延人員								集団指導延人員						
		栄養指導	(再掲)	(再掲)	運動指導	(再掲)	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	(再掲)	運動指導	(再掲)	休養指導	禁煙指導	その他
			病態別栄養指導	訪問による栄養指導		病態別運動指導					病態別栄養指導		病態別運動指導			
実施数	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳幼児	-	-	-	/	/	/	/	-	-	-	/	/	/	/	-
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上 (妊産婦を除く)	1	1	-	-	-	-	-	-	91	16	-	-	-	-	-
(再掲)医療機関等へ委託	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳幼児	-	-	-	/	/	/	/	-	-	-	/	/	/	/	-
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上 (妊産婦を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

ア 病態別個別指導

表7- (1) -ア 病態別個別指導状況 (単位:人)

種別 \ 区分	計	生活習慣病	難病	アレルギー疾患	摂食障害	その他
病態別栄養指導	1	1	-	-	-	-
病態別運動指導	-	-	-	-	-	-

イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

表7- (1) -イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内容
病態別栄養教室	令和5年 9月13日	炎症性腸疾患患者とその家族	16人	講演「炎症性腸疾患について」 講師 地方独立行政法人総合病院 国保旭中央病院 副院長 紫村治久氏

ウ 地域における健康づくり推進事業

表7- (1) -ウ 地域における健康づくり推進事業実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内容
地域における健康づくり研修会	令和5年 10月5日	管内食生活改善推進員等	28人	講話「災害等発生時の食事と健康管理のためにできること」 講師 海匠保健所 栄養指導員
地域における健康づくり研修会	令和6年 1月16日	管内栄養士、食生活改善推進員等	37人	講演「認定栄養ケア・ステーションの役割と具体的な活動」 講師 毎日薬局認定栄養ケア・ステーション 在宅訪問管理栄養士 増田佳那子氏
保健活動検討会	令和6年 3月6日	管内食生活改善推進員等	10人	検討会「令和6年度以降の管内における保健活動について」

エ 国民(県民)健康・栄養調査

表7- (1) -エ 国民(県民)健康・栄養調査状況

調査名	調査地区(対象)	調査年月日・調査内容等
該当なし		

オ 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表7- (1) -オ- (ア) 食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談 (個別)		普及啓発 (集団)		
		実相談食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品 について		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
食品表示基準に ついて (保健事項)	栄養成分	27	48	-	-	
	特定保健用食品	-	-	-	-	
	栄養機能食品	-	-	-	-	
	機能性表示食品	1	1	-	-	
	その他※	-	-	-	-	
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		9	9	-	-	
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		-	-	-	-	

		県民への相談対応・普及啓発			
		相談 (個別)	普及啓発 (集団)		
		延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品 について		- (-)	- (-)	- (-)	
食品表示基準に ついて (保健事項)	栄養成分	-	-	-	
	特定保健用食品	-	-	-	
	栄養機能食品	-	-	-	
	機能性表示食品	-	-	-	
	その他※	-	-	-	
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)			-	-	
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		1	-	-	

() 内は、特定保健用食品再掲

※ 栄養成分以外の内容だった場合 (特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く)

表7－(1)－オ－(イ) 食品表示等に関する指導状況（表示違反への対応）

		指導状況（個別）	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準について（保健事項）	栄養成分※	1(0)	1(0)
	機能性表示食品	-	-
	その他	-	-
健康増進法第65条第1項（虚偽誇大広告）		-	-
その他一般食品について（いわゆる健康食品を含む）		-	-

※ 栄養機能食品、特定保健用食品を含む（ ）内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表7－(1)－オ－(ウ) 特別用途食品に対する検査・指導件数（単位：件）

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
- (-)	- (-)	- (-)

（ ）内は、特定保健用食品再掲

カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表7－(1)－カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個別		集団指導		
内容	延人員	内容	延回数	延参加者数
-	-			

イ 給食施設個別巡回指導

表7- (2) -イ 給食施設個別巡回指導状況

	総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況								
			管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設		
			施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	
合計	111	51	30	20	20	10	27	6	34	15	
指定 施設 ①	計	1	1			1	1				
	学校										
	病院	1	1			1	1				
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設										
	児童福祉施設										
	社会福祉施設										
	事業所										
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
その他											
300食 /回, 750食 /日 以上 (指 定 施設① を除 く) ②	計	8	8	4	4	1	1	1	1	2	2
	学校	5	5	4	4					1	1
	病院										
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設	1	1			1	1				
	児童福祉施設										
	社会福祉施設										
	事業所	2	2					1	1	1	1
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
その他											

		総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
				管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設	
				施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)
100食 /回, 250食 /日以上 (① 、② を除く)	計	58	25	23	14	13	5	7		15	6
	学校	5		2				2		1	
	病院	9	9	4	4	4	4			1	1
	介護老人保健施設	7	1	5	1	2					
	介護医療院										
	老人福祉施設	8	4	3	3	4	1	1			
	児童福祉施設	21	6	4	3	3		2		12	3
	社会福祉施設	4	3	3	3			1			
	事業所	4	2	2				1		1	2
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
その他											
その 他の 給食 施設	計	44	17	3	2	5	3	19	5	17	7
	学校	2	2					1	1	1	1
	病院	3	3	2	2	1	1				
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設	10	3			2		6	2	2	1
	児童福祉施設	22	6			2	2	8	1	12	3
	社会福祉施設	5	1	1				4	1		
	事業所		1								1
	寄宿舎										
	矯正施設	1								1	
	自衛隊										
	一般給食センター										
その他	1	1							1	1	

ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表7－（2）－ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導（単位：件）

	給食施設開始届	給食施設廃止（休止）届	給食施設変更届
届出数	3	6	13
指導数	1	3	1

エ 給食施設集団指導

表7－（2）－エ 給食施設集団指導状況

名称	開催年月日	対象者	参加者数	内容
地域包括ケア研修会	令和5年 8月8日	管内給食施設の管理者及び従事者 (111施設)	17施設 19人	講演「食べる楽しみ支援～栄養ケア・マネジメント20年を経て～」 講師 グリーンヒル通所介護 施設長 木下福子氏 グループワーク 「栄養ケアのお困りごと」
食品衛生研修会	令和5年 9月8日	管内給食施設従事者 (111施設)	(71施設)	※台風により中止。 参加予定の71施設へ資料提供。 講演「食中毒予防について」 講演「厨房での感染対策と衛生管理」

(3) 健康ちば協力店推進事業

表7－（3）－ア 健康ちば協力店登録状況

令和5年度登録件数			総登録件数
新規登録件数	変更件数	取消件数	
0	0	0	3

表7－（3）－イ 健康ちば協力店推進事業実施状況

区分	飲食店等に対する普及啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発及び指導状況	
	回数	延人員	回数	延店舗数	延人員	回数	延人員
個別指導							
集団指導							
合計							

(4) 栄養関係団体等への育成・支援

表7- (4) 栄養関係団体等への育成・支援状況

組織状況及び活動状況			保健所による育成状況	
名 称	会員数及び 加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
海匝保健所管内 食生活改善協議会	115 加入組織 1	研修会・総会・ 役員会	研修会の企画及び運営の支援 総会及び役員会の運営につい ての助言及び支援	延 40
海匝保健所管内 栄養士会	91	研修会・総会・ 役員会	研修会の企画及び運営の支援 総会及び役員会の運営につい ての助言及び支援	延 138
銚子市調理師会	205	研修会・総会・ 役員会	総会への出席	延 12
旭市調理師会	-			
千葉県調理師会 匝瑳支部	-			

(5) 市町村への技術・助言支援等

表7- (5) -ア 市町村への技術支援、助言

名 称	開催月日	対象者	参加者数	内 容

※「14 市町村支援」に掲載

表7- (5) -イ 管内行政栄養士研究会等の開催状況

名 称	延回数	延参加人員	主な内容
管内行政栄養士業務研究会	3回	延 23 人	テーマ：海匝管内における健康課題の 改善に向けた取り組みの検討

(6) 調理師試験及び免許関係

表7－(6) 調理師試験及び免許取扱状況 (単位：名)

年 度	調 理 師 試 験			免 許 交 付		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
令和3年度	28	16	57.1	28	9	19
令和4年度	28	16	57.1	28	14	29
令和5年度	32	11	34.4	14	6	15

8 歯科保健事業

歯・口腔疾患の予防及び歯・口腔内の健康の保持増進を図ることを目的とした事業について実施する。

(1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業

表8－(1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業実施状況

名 称	対象者	開催月日	内容	参加人員
実施なし	－	－	－	－

9 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、保健所は精神保健福祉行政の第一線機関として位置付けられおり、法律に基づく入院事務等の業務と併せ精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問をベースに専門性や広域での連携や調整が必要な事項について市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所等の地域の支援機関と連携を図り受療援助、精神障害者の社会復帰支援、普及啓発など地域精神保健福祉活動を実施した。

(1) 管内病院からの届出等の状況

管内の精神科病院は4カ所である。医療保護入院届件数、医療保護入院退院届件数、医療保護入院定期病状報告件数が減少傾向だったが、令和5年度は微増傾向となった。

表9－(1) 管内病院からの届出等の状況

(単位：件)

種別 年度	医療保護 入院者の 入院届	応急入院 届	医療保護 入院者の 退院届	措置症状 消 退 届	措置入院 者の定期 病状報告 書	医療保護 入院者の 定期病状 報告書	そ の 他
令和3年度	145	1	159	4	1	122	0
令和4年度	166	0	166	10	0	139	1
令和5年度	202	2	187	10	1	126	0

※ その他は、転院許可申請0件、仮退院申請0件、再入院届0件の合計

(2) 措置入院関係

精神保健福祉法第 22 条から第 26 条に基づいた申請・通報・届出等を受理し、措置診察の必要性を判断する為の事前調査を保健所で行っている。必要に応じ、同法 27 条及び第 29 条の 2 の規定に基づいて、精神保健指定医による診察を実施し、措置入院及び緊急措置入院の要否が判断される。措置入院が必要とされた者に対して、同法第 29 条の 2 の 2 にて移送を行っている。

表 9 - (2) - ア 申請・通報・届出及び移送処理状況

(単位：件)

処 理 申請通報等の別	申請・通報 届出件数	診察の 必要が ないと 認めた 者	法第 27 条の診察を 受けた者			法第 29 条の 2 の診察を 受けた者			法第 29 条の 2 の 2 の 移送業務		
			法第 29 条該当 症状の 者	その他 の入院 形態	通院・ その他	法第 29 条の 2 該当症 状の者	その他 の入院 形態	通院・ その他	1 次 移送	2 次 移送	3 次 移送
令和 3 年度	15	7	7	0	0	3	0	1	0	0	1
令和 4 年度	26	8	18	0	0	9	0	0	0	0	3
令和 5 年度	22	6	8	2	4	6	1	0	0	0	0
法第 22 条 一般人からの申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第 23 条 警察官からの通報	8	0	5	0	2	5	1	0	0	0	0
法第 24 条 検察官からの通報	12	5	3	1	2	0	0	0	0	0	0
法第 25 条 保護観察所の長から の通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第 26 条 矯正施設の長からの 通報	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第 26 条の 2 精神科病院管理者か らの届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第 26 条の 3 医療観察法に基づく 指定医療機関管理者 及び保護観察所長か らの通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第 27 条第 2 項 申請通報に基づかな い診察	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0

※ 1 「申請・通報・届出件数」は受理日で集計

2 「法第 29 条の 2 該当症状の者」は、原則として法第 27 条の診察を受けた者の内数

3 1 次・2 次移送は、診察までの移送、3 次は措置決定後の病院までの移送

表9－（2）－イ 措置診察を受けた対象者の病名

(単位：件)

年 度 結 果	病 名	総 数	統 合 失 調 症 等 F2	気 分 障 害 F3	器質性 精神障害		中毒性 精神障害			神 経 症 性 障 害 等 F4	パ ー ソ ナ リ テ ィ 障 害 F6	知 的 障 害 F7	て ん か ん G40	発 達 障 害	そ の 他 の 精 神 障 害	そ の 他
					認 知 症	そ の 他	ア ル コ ー ル	覚 醒 剤	そ の 他							
					F0		F1									
					F00 ～ F03	F04 ～ F09	F10	F15								
	令和3年度	7	3	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	令和4年度	19	9	3	3	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0
	令和5年度	14	5	3	0	0	2	1	0	1	1	0	0	1	0	0
診察 実施	要 措 置	8	4	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	不要措置	6	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	1	0	0

- ※1 緊急措置診察を実施した結果、措置不要となった者 1名
 2 緊急措置入院中に措置解除となった者 0名
 3 その他には病名不詳を含む。
 4 F0～F9、G40 は、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類（ICD カテゴリー）の分類。

表9－（2）－ウ 管内病院における入院期間別措置入院患者数（令和5年3月31日現在）

(単位：人)

入 院 期 間 年 度	総 数	6 か 月 未 満	6 か 月 以 上 1 年 未 満	1 年 以 上 3 年 未 満	3 年 以 上
令和3年度	5	5	0	0	0
令和4年度	12	12	0	0	0
令和5年度	9	9	0	0	0

表9－（2）－エ 申請・通報・届出関係の相談等

(単位：人)

性・年齢 区 分	実 数	性			年 齢					延 回 数
		男	女	不 明	20 歳 未 満	20 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 64 歳	65 歳 以 上	不 明	
相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	12	6	6	0	1	1	6	4	0	44
電話	11	4	7	0	0	2	6	3	0	437

(3) 医療保護入院のための移送（法第34条）

精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障があり、精神保健福祉法第20条の規定による入院が行われる状態でない、指定医による診察で判断された者を医療保護入院させるために精神科病院に移送することができる。

表9－(3) 医療保護入院のための移送処理状況

(単位：件)

年度 \ 区分	受付件数	指定医の診察件数	移送件数
令和3年度	0	0	0
令和4年度	0	0	0
令和5年度	0	0	0

(4) 精神保健福祉相談・訪問指導実施状況

予約制により精神科医師による定例精神保健福祉相談（心の健康相談）を実施するとともに、精神保健福祉相談員や保健師等による相談、訪問、電話、メールにて心の健康に関する相談に対応している。

表9－(4)－ア 精神科医師による定例相談

実施日	時間	場所
奇数月 第2 水曜日	13：30～15：00	海匠保健所（海匠健康福祉センター）
偶数月 第3 金曜日	14：00～15：30	旭市役所
毎月 第3 水曜日	13：30～15：00	八日市場地域保健センター

表9－(4)－イ 対象者の性・年齢

(単位：人)

性・年齢 区分	実数	性			年齢					延回数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
令和3年度	67	34	33	0	2	17	34	14	0	168
令和4年度	61	37	24	0	1	18	29	12	0	172
令和5年度	39	21	18	0	3	13	17	4	2	170
銚子市	9	4	5	0	2	4	2	1	0	66
旭市	16	11	5	0	0	3	9	3	1	67
匝瑳市	12	6	6	0	0	5	6	0	1	33
管外・不明	2	0	2	0	1	1	0	0	0	4
相談	18	8	10	0	2	8	5	2	1	94
訪問	21	13	8	0	1	5	12	2	1	76

※1 同一人により相談を3回・訪問を2回した場合、相談実数1、訪問実数1、計2となり、延回数は5回となる。

2 電話相談は計上していない。

表9－(4)－ウ 電話・メール相談延件数

(単位：件)

性 区分	計	男性	女性	不明
電話	1,364	664	695	5
メール	8	8	0	0

表9－(4)－エ 相談の種別 (延数) (単位：件)

区分	病名	総数	精神障害に関する相談				中毒性精神障害に関する相談			ギャンブルの相談	摂食障害の相談	心の健康相談	思春期の相談	老年期の相談	てんかん	その他の相談
			診療に関すること	社会復帰等	生活支援	その他の相談	アルコール	覚醒剤	その他の中毒							
令和3年度		168	80	13	14	15	1	0	0	0	0	13	4	24	0	4
令和4年度		172	58	56	10	13	2	0	0	2	0	19	2	5	0	5
令和5年度		170	58	22	17	36	9	0	0	0	0	11	1	6	0	10
相談	計	94	29	7	10	19	7	0	0	0	0	11	1	3	0	7
	男	47	14	7	2	8	7	0	0	0	0	4	0	3	0	2
	女	47	15	0	8	11	0	0	0	0	0	7	1	0	0	5
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	計	76	29	15	7	17	2	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	男	43	14	13	2	6	2	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	女	33	15	2	5	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表9－(4)－オ 援助の内容 (延数) (単位：件)

種別 年度	総数	医学的指導	受療援助	生活支援 生活指導	社会復帰援助	紹介・連絡	関係機関調整 方針協議	その他
令和3年度	281	28	33	25	3	65	111	16
令和4年度	330	21	33	16	43	71	86	60
令和5年度	252	23	20	35	17	53	57	47

(注) 援助内容は重複あり

表9－(4)－カ 精神障害者の退院後支援相談対応件数 (単位：件)

	支援対象者	支援計画あり		
		本人同意あり	会議開催数	
合計	8	0	0	0
銚子市	5	0	0	0
旭市	1	0	0	0
匝瑳市	2	0	0	0

(5) 地域精神保健福祉関係

平成30年度より、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送るために、医療・福祉・介護・住まい・地域の助け合い・教育が包括的に確保された地域づくりを目指すことを目的に精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業が委託事業として実施されている。海浜圏地域包括ケアシステム構築推進会議構成機関として委託事業所と連携し、地域の現状と課題について協議し事業を展開している。

表9-(5)-ア 会議・講演会等

会議・講演会等の名称	開催日	参加人数(人)	対象者等
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議（代表者会議）（Zoom）	令和6年 3月6日	16人	医療機関、福祉施設、行政棟関係機関及び当事者
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議（実務者会議）（Zoom）	令和5年 5月8日	19人	医療機関、福祉施設、行政棟関係機関及び当事者
	令和5年 7月10日	17人	
	令和5年 9月11日	12人	
	令和5年 11月13日	16人	
	令和6年 1月15日	12人	
	令和6年 3月11日	12人	

表9-(5)-イ 組織育成・運営支援（単位：件）

種別 区分	当事者支援	家族会支援	支援者支援	その他
支援延件数	0	1	0	0

(6) 心神喪失者等医療観察法関係

心神喪失者又は心神衰弱で重大な他害行為（殺人、放火、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、傷害）を行った者に対して、適切な医療を提供し社会復帰を促進することを目的とした制度で、保護観察所が実施主体である。円滑な社会復帰を促進するため、会議への参加や訪問など、地域における支援を行っている。

表9－(6) 医療観察法に係る会議への参加 (単位：件)

会議種別	CPA会議	ケア会議	その他
参加回数	5	4	1

- ・平成17年から医療観察法が施行されたことに伴い、保健所（健康福祉センター）においても各種会議への参加等が求められている。
- ・「その他」は、CPA 会議(Care Programme Approach の略)とケア会議以外の会議に参加した者を計上している。

10 肝炎治療特別促進事業

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の治癒を目的として、平成20年度からインターフェロン治療、平成22年度から核酸アナログ製剤治療の医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。平成26年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となり、助成対象薬剤が拡充されたことに伴い、対象者が増加している状況である。なお、平成23年度から開始されたインターフェロン3剤併用療法については、プロテアーゼ阻害剤販売中止により令和3年10月に廃止された。

表10-(1) 肝炎治療特別促進事業受給者状況 (単位：人)

年度・市町村	治療 核酸アナログ 製剤	インターフェロン	インターフェロン フリー
令和3年度	50	-	20
令和4年度	55	-	20
令和5年度	49	-	16
銚子市	24	-	4
旭市	15	-	3
匝瑳市	10	-	9

11 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成30年12月から助成が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。

また、令和5年4月から、粒子線治療による医療治療が助成対象に追加されている。

表11-(1) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者状況 (単位：人)

年度・市町村	治療 肝がん	重度肝硬変	総数
令和3年度	1	-	1
令和4年度	1	-	1
令和5年度	2	-	2
銚子市	1	-	1
旭市	-	-	-
匝瑳市	1	-	1

1 2 難病対策事業

原因不明であって、治療方法が確立されていないため、長期にわたる療養が必要となり、高額な医療費の負担が必要となる難病に対し、医療費の自己負担分を助成している。対象は、法制化前の 56 疾患（特定疾患）から法制化後に徐々に拡大し、338 疾病（指定難病）となっている。なお、令和 5 年 10 月 1 日から認定開始日が変更となり約 1 か月程度の遡りが可能となった。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表 1 2 - (1) 指定難病医療費助成制度受給者状況 (単位 : 件)

疾患名		年度・市別			銚子市	旭市	匝瑳市
		令和3年度	令和4年度	令和5年度			
総数		1,190	1,183	1,279	433	551	295
1	球脊髄性筋萎縮症	2	2	2	0	1	1
2	筋萎縮性側索硬化症	14	13	8	0	5	3
3	脊髄性筋萎縮症	1	1	1	1	0	0
5	進行性核上性麻痺	15	16	15	5	7	3
6	パーキンソン病	142	138	140	59	56	25
7	大脳皮質基底核変性症	4	4	4	2	2	0
11	重症筋無力症	29	29	27	13	7	7
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	18	21	20	9	9	2
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多 巣性運動ニューロパチー	5	6	6	0	3	3
15	封入体筋炎	1	1	2	0	1	1
17	多系統萎縮症	13	11	11	3	6	2
18	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症 を除く。)	33	32	32	12	14	6
20	副腎白質ジストロフィー	-	1	1	0	1	0
21	ミトコンドリア病	4	3	6	1	5	0
22	もやもや病	21	20	21	6	11	4
23	プリオン病	1	1	1	1	0	0
28	全身性アミロイドーシス	4	4	4	2	1	1
34	神経線維腫症	4	4	5	2	3	0
(-1)	うち I 型	3	3	3	1	2	0
(-2)	うち II 型	1	1	2	1	1	0
35	天疱瘡	3	3	5	2	1	2
37	膿胞性乾癬 (汎発型)	3	4	4	1	3	0
40	高安動脈炎	9	9	10	2	6	2
41	巨細胞性動脈炎	-	1	3	0	1	2
42	結節性多発動脈炎	5	3	3	2	0	1
43	顕微鏡的多発血管炎	20	18	23	7	9	7
44	多発血管炎性肉芽腫症	9	8	7	3	3	1
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	12	12	15	5	5	5
46	悪性関節リウマチ	9	9	9	4	1	4
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	5	5	5	1	4	0
49	全身性エリテマトーデス	89	85	85	28	34	23
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	34	40	42	15	16	11
51	全身性強皮症	41	42	47	14	19	14
52	混合性結合組織病	10	9	9	4	1	4
53	シェーグレン症候群	15	15	18	7	8	3

疾患名		年度・市別			銚子市	旭市	匝瑳市
		令和3年度	令和4年度	令和5年度			
54	成人スチル病	11	14	13	4	5	4
56	ベーチェット病	20	22	23	8	10	5
57	特発性拡張型心筋症	28	30	29	3	12	14
58	肥大型心筋症	5	4	5	3	1	1
60	再生不良性貧血	11	12	15	5	7	3
61	自己免疫性溶血性貧血	4	-	1	0	1	0
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	2	2	3	3	0	0
63	特発性血小板減少性紫斑病	24	21	24	7	11	6
64	血栓性血小板減少性紫斑病	2	2	2	0	2	0
65	原発性免疫不全症候群	3	3	3	0	3	0
66	IgA腎症	3	6	10	3	4	3
67	多発性嚢胞腎	5	6	5	3	2	0
68	黄色靱帯骨化症	5	4	7	2	4	1
69	後縦靱帯骨化症	42	37	45	16	10	19
70	広範脊柱管狭窄症	4	3	7	3	2	2
71	特発性大腿骨頭壊死症	20	17	15	5	9	1
72	下垂体性ADH分泌異常症	1	1	1	0	1	0
73	下垂体性TSH分泌亢進症	0	0	1	1	0	0
74	下垂体性PRL分泌亢進症	0	0	1	0	0	1
77	下垂体成長ホルモン分泌亢進症	7	5	5	1	2	2
78	下垂体性前葉機能低下症	17	19	21	11	6	4
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	1	1	1	0	1	0
84	サルコイドーシス	22	18	21	6	9	6
85	特発性間質性肺炎	30	36	40	12	16	12
86	肺動脈性肺高血圧症	9	9	10	4	2	4
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	7	8	11	2	6	3
90	網膜色素変性症	52	52	50	18	20	12
93	原発性胆汁性肝硬変	8	6	5	3	2	0
95	自己免疫性肝炎	6	6	5	4	1	0
96	クローン病	45	42	49	10	30	9
97	潰瘍性大腸炎	153	144	158	54	80	24
98	好酸球性消化管疾患	4	4	4	0	4	0
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	0	0	1	1	0	0
117	脊髄空洞症	3	4	4	1	3	0
122	脳表ヘモジデリン沈着症	1	1	1	0	1	0
144	レノックス・ガストー症候群	-	1	1	0	0	1
145	ウエスト症候群	2	3	3	1	2	0
158	結節性硬化症	2	2	2	1	0	1
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	2	2	5	2	2	1
177	ジュベール症候群関連疾患	1	1	1	0	0	1

年度・市別 疾患名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	銚子市	旭市	匝瑳市
209	完全大血管転位症	1	1	1	0	0	1
210	単心室症	1	1	1	0	1	0
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	2	2	3	1	0	2
215	ファロー四徴症	2	3	3	0	3	0
220	急速進行性糸球体腎炎	2	2	2	0	2	0
222	一次性ネフローゼ症候群	7	8	5	1	3	1
224	紫斑病性人腎炎	-	1	2	1	0	1
226	間質性膀胱炎(ハナ型)	2	3	3	0	1	2
252	リジン尿性蛋白不耐症	1	1	1	0	1	0
266	家族性地中海熱	1	1	2	0	2	0
271	強直性脊椎炎	6	6	10	3	4	3
283	後天性赤芽球癆	2	2	3	3	0	0
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	0	0	1	0	0	1
300	IgG4関連疾患	1	1	1	0	1	0
306	好酸球性副鼻腔炎	16	23	38	15	17	6
331	特発性多中心性キャスルマン病	3	3	4	1	2	1

(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表12-(2) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況 (単位:人)

年度	総数	銚子市	旭市	匝瑳市
令和3年度	6	4	2	—
令和4年度	7	4	3	—
令和5年度	6	4	2	-

(4) 難病相談事業

ア 在宅療養支援計画策定・評価事業

表12-(3)-ア 在宅療養支援計画策定・評価会議実施状況 (単位:人)

区分 年度	支援計画 策定 実施件数	支援計画 評価 実施件数	構 成 員					
			専 門 医	家 庭 医	看 護 師	理 学 療 法 士	保 健 師	そ の 他
令和3年度	1	1	—	—	2	1	3	1
令和4年度	1	1	—	—	1	1	4	1
令和5年度	3	3	—	—	8	2	6	1

イ 訪問相談事業

(ア) 訪問相談員派遣事業

表12-(3)-イ-(ア) 訪問相談員派遣事業実施状況

区分 年度	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
令和3年度	2	29	6	29
令和4年度	1	26	5	26
令和5年度	1	24	5	24

(イ) 訪問相談員育成事業

表12-(3)-イ-(イ) 訪問相談員育成事業実施状況

区分 年度	実施日	主 な 内 容	職 種	人 数
令和3年度	—	—	—	—
令和4年度	—	—	—	—
令和5年度	—	—	—	—

ウ 医療相談事業

表12-(3)-ウ 医療相談事業実施状況

実施日	参加人 数	実施会場	対象疾患	実施内容	従事者 人数
令和 5年 11月 15日	29名	旭中央 病院し おさい ホール	筋萎縮性側索硬化症、大 脳皮質基底核変性症、進 行性核上性麻痺、多系統 萎縮症、脊髄小脳変性 症、パーキンソン病	①講演「神経筋難病 患者のリハビリ・リ ラクゼーション」 ②患者・家族の交流 会	7名

エ 訪問指導事業

表12-(3)-エ 訪問指導事業実施状況(疾患別) (単位:件)

疾患名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総数	17	30	36
多発性硬化症	-	-	-
全身性エリテマトーデス	-	2	1
筋委縮性側索硬化症	2	4	12
脊髄小脳変性症	8	9	6
パーキンソン病関連疾患	6	2	9
後縦靭帯骨化症	-	-	-
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	-	4	-
網膜色素変性症	-	-	-
サルコイドーシス	-	-	-
進行性核上性麻痺	-	-	-
その他	1	9	8

オ 訪問診療等事業

表12-(3)-オ 訪問診療等事業実施状況 (単位:人)

区分 年度	指導人数		実施方法	従事者人数					
	実人員	延人員		専門医	主治医	看護師	理学療法士等	保健師	その他
令和3年度	2	6	同行訪問	-	-	-	6	7	-
令和4年度	3	4	同行訪問	-	-	-	4	4	-
令和5年度	3	3	同行訪問	-	-	-	3	3	-

(注) 訪問リハビリテーションも含む。

カ 窓口相談事業

表 1 2 - (3) - カ 相談内容 (単位：人)

内 容	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相 談 者 数 (延)	16	49	99
申 請 等	1	34	78
医 療	1	0	2
家 庭 看 護	0	9	12
福 祉 制 度	0	2	0
就 労	3	0	0
就 学	0	0	0
食 事 ・ 栄 養	1	0	1
歯 科	0	0	0
そ の 他	10	4	6

キ 難病対策地域協議会

令和 5 年度は実施なし。

表 1 2 - (3) - キ 難病対策地域協議会実施状況

実施日	テーマ	構成員 (職種)	延人数	内 容
—	—	—	—	—

13 受動喫煙対策

健康増進法の改正により、令和元年7月1日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙となった。また、令和2年4月1日から多くの人が利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行うとともに、指導によって改善が認められない場合等必要に応じて立入検査を実施した。

表13-(1)-ア 問合せ・苦情届出状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象 外
令和3年度	6	0	5	1	0	0
令和4年度	2	0	2	0	0	0
令和5年度	3	0	3	0	0	0

表13-(1)-イ 立入検査状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象 外
令和3年度	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0

14 市町村支援

広域的な立場において、各種会議に参加し、各市の保健福祉事業の充実と円滑な推進のため支援を行った。

(1) 市町村への支援状況

表14- (1) 市町村への支援状況

項目 市町村	会 議 ・ 連 絡				技 術 的 支 援		
	会 議 名	回 数	職 種	主 な テ ー マ	事 業 名	回 数	職 種
銚子市	銚子市地域包括ケアシステム推進会議	1	課	地域包括ケアシステム関すること			
	銚子市介護保険事業等運営協議会	4	課	介護保険事業に関すること			
	銚子市要保護児童対策地域協議会実務者会議	4	保	協議会及び要保護児童についての検討			
	銚子市保健対策推進協議会	1	医	銚子健康プランの進捗状況と今後の計画 等			
	銚子市学校給食センター運営委員会	1	医	事業報告、事業計画について 等			
	銚子市学校給食食物アレルギー対応検討委員会	1	栄	食物アレルギー対応について 等			
旭市	旭市糖尿病対策地域連絡会	2	医	旭市糖尿病性腎症重症化予防プログラムについて 等			
	旭市要保護児童対策地域協議会実務者会議	2	保	協議会及び要保護児童についての検討			
	旭市学校給食センター運営委員会	2	栄	学校給食の現状、学校給食について 等			
	旭市地域自立支援協議会暮らし部会	2	精	障害者福祉に関すること			

匝瑳市	医療的ケア児等支援協議会	1	保	医療的ケア児等の現状及び課題、支援について			
	匝瑳市健康づくり推進協議会	1	医	事業報告、事業計画について 等			
	匝瑳市学校給食センター運営委員会	2	次	事業報告、事業計画について 等			
	匝瑳市精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議	1	精	精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムに関すること			

* 職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、精（精神保健福祉相談員）、事（一般行政）

<地域福祉に関すること>

15 福祉関係事業

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表15－(1) 民生委員・児童委員配置状況（令和6年3月31日現在）

（単位：人）

市町村	定数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
令和3年度	398	339	54	393	222	171
令和4年度	398	339	55	394	227	167
令和5年度	398	337	55	392	226	166
銚子市	169	142	24	166	73	93
旭市	142	123	18	141	97	44
匝瑳市	87	72	13	85	56	29

(2) 児童福祉

ア 特別児童扶養手当

精神又は身体に政令で定める程度の障害を有する20歳未満の児童を監護している父、若しくは母、又は、養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表15－(2)－ア 特別児童扶養手当受給状況（単位：人）

区分 市町村	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
令和3年度	261	42	21	72	137	3	0	117	158
令和4年度	254	39	21	69	126	1	0	106	146
令和5年度	258	39	24	65	145	1	0	105	169
銚子市	72	10	4	17	45	1	0	28	49
旭市	129	23	18	34	61	0	0	57	79
匝瑳市	57	6	2	14	39	0	0	20	41

(注)1人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及び児童の福祉向上を図ることを目的として、母子父子寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表 1 5 - (3) - ア 母子・父子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和3年度	0	0	1,872	0	0	0	0	0	1,500	0	0	0
令和4年度	0	0	1,152	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	1,152	0	0	0	0	0	0	0	0	0
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭市	0	0	1,152	0	0	0	0	0	0	0	0	0
匝瑳市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表 1 5 - (3) - イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
匝瑳市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 高齢者福祉

百歳者に対する祝状及び記念品の贈呈や、老人福祉施設の入所者に対する給付金の支給を行っている。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表 15 - (4) - ア 百歳者

(単位：人)

市町村	百歳者	左の内訳	
		男	女
令和3年度	66	12	54
令和4年度	60	9	51
令和5年度	72	10	62
銚子市	22	4	18
旭市	29	3	26
匝瑳市	21	3	18

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で公的年金などを受給していない人に対し、法外援護給付金を支給している。

表 15 - (4) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

年度	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
令和3年度	20	1,076,300
令和4年度	16	705,000
令和5年度	12	667,400

(5) 障害者福祉

市が障害のある者に対して給付している手当に係る補助や、障害のある人に対する差別に係る相談及び条例周知や啓発活動を行っている。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表 15 - (5) - ア

在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当支給状況

区分 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
令和3年度	174	8,381,850	1	51,900
令和4年度	171	8,368,875	1	51,900
令和5年度	162	7,979,625	1	51,900
銚子市	72	3,607,050	0	0
旭市	56	2,746,375	1	51,900
匝瑳市	34	1,626,200	0	0

イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業

在宅の重度障害児・者の日常生活用具の取り付けに必要な経費を助成する。

表 15 - (5) - イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数(件)	内 容	補助金(円)
令和3年度	0	-	0
令和4年度	0	-	0
令和5年度	0	-	0
銚子市	0	-	0
旭市	0	-	0
匝瑳市	0	-	0

ウ 障害者差別相談事業

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県条例づくり条例」（平成 19 年 7 月施行）に基づき、県内 16 圏域に配置された広域専門指導員により、障害のある人への差別等に関する相談及び条例周知や啓発活動を実施している。

表 1 5 - (5) - ウ 障害者差別相談状況 (単位：件)

区 分	差別等相談		差別等相談活動件数内訳						再掲		その他の相談件数	条例周知活動
			電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他	虐待の相談			
	実件数	活動件数							実件数	活動件数		
令和 3 年度	1	13	1	0	0	5	4	3	0	0	2	81
令和 4 年度	3	24	17	1	3	3	0	3	0	0	5	98
令和 5 年度	1	21	6	0	0	4	1	0	0	0	5	109

エ 地域相談員の委嘱

障害者条例では、障害のある人に対する理解を広げ、できるだけ地域で問題解決をめざした相談を行う身近な相談役として、当条例に規定する各分野に識見のあるものを地域相談員として委嘱し、広域専門指導員と連携して相談活動を行っている。

表 1 5 - (5) - エ 地域相談員委嘱状況 (単位：人)

区分 市町村	身体障害者相談員	知的障害者相談員	その他相談員	計	左の内訳	
					男	女
令和 3 年度	9	12	6	27	16	11
令和 4 年度	9	10	6	25	15	10
令和 5 年度	10	10	8	28	18	10
銚子市	2	3	2	7	5	2
旭市	5	5	3	13	6	7
匝瑳市	3	2	3	8	7	1

オ 地域相談員等研修会

地域相談員の資質の向上及び関係機関との連携を図ることを目的に、地域相談員等を対象とした研修会を実施している。

表 1 5 - (5) - オ 地域相談員等研修会

開催年月日	参加者	内容
令和 5 年 12 月 14 日	20 名	講演（講師：県障害者福祉推進課担当者） ・「改正障害者差別解消法の施行に向けた地域相談員の役割」 ・「他圏域における地域相談員の活動紹介」 ・グループワーク（事例検討）

(6) 配偶者暴力相談支援事業

平成16年6月1日から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づき、配偶者暴力相談支援センターに指定され事業を開始した。

配偶者(婚姻関係と同様の事情にある者を含む)からの暴力を受けた被害者からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている。

表15-(6) 配偶者暴力相談支援状況

(単位：件)

区分 年度	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数				出張相談件数			
	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分
令和3年度	35	34	0	29	10	10	0	9	25	24	0	20	0	0	0	0
令和4年度	27	23	0	23	3	3	0	3	24	20	0	20	0	0	0	0
令和5年度	23	20	0	17	4	4	0	4	19	16	0	13	0	0	0	0
区分 年度	書面提出 件数		通報件数		来所相談 証明書 発行件数		交際相手からの暴力 相談件数									
							総数	通報								
令和3年度	1		0		4		0	0								
令和4年度	0		0		1		0	0								
令和5年度	0		0		2		0	0								

(7) 戦傷病者の援護

戦傷病者手帳の交付を受けた戦傷病者に対し、補装具の公布と修理、戦傷病者乗車券引換証の変更事務を行っている。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

表 15 - (7) - ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位：件)

区分 市町村	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証 (変更)の交 付
令和3年度	1	0	-	0
令和4年度	1	0	-	0
令和5年度	0	0	-	0
銚子市	0	0	-	0
旭市	0	0	-	0
匝瑳市	0	0	-	0

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

厚生労働大臣が委嘱した戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員が戦没者遺族及び戦傷病者の福祉の増進を図るための相談に応じている。

表 15 - (7) - イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位：人)

市町村	銚子市	旭市	匝瑳市	合計
戦没者遺族相談員	1	1	1	3
戦傷病者相談員	0	0	0	0

(8) 児童手当事務指導監査

各市における児童手当事務の円滑かつ的確な実施を図るため、児童手当事務の指導監査を実施している。

表 1 5 - (8) 児童手当事務指導監査状況

市町村	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
銚子市	1	-	1
旭市	-	1	-
匝瑳市	-	1	-

(9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議（部会）

中核地域生活支援センターは平成 16 年 10 月から業務を開始したが、健康福祉センターはこれをサポートし、関係機関との連絡調整会議等を開催している。

表 1 5 - (9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開 催 日	令和 5 年 7 月 21 日
場 所	あさひ市民センター第 2 研究室
内 容	講演「こどもの権利とヤングケアラー支援の実際」
構成員・参加者 人数	各市、教育関係、児童相談所、地域包括支援センター、障害者 支援施設等の関係機関（計 29 名）